

食品安全検定テキスト・初級 訂正情報

テキストの記述に下記のとおり、誤りおよび誤解を招く表現がありました。訂正してお詫び申し上げます。

■2017年8月25日発行の初級テキストに対する訂正情報

ページ	章	訂正箇所	訂正前(誤)	訂正後(正)	備考
22	2-1	上から11行目	ADIの80%を超えないように	ADIを超えないように	誤記(80%を超えないは農薬)

■2015年5月15日発行の初級テキストに対する訂正情報

ページ	章	訂正箇所	訂正前(誤)	訂正後(正)	備考
22	2-1	上から11行目	ADIの80%を超えないように	ADIを超えないように	誤記(80%を超えないは農薬)
25	2-1	上から4行目	採取食品中には	最終食品中には	誤記
26	2-2	上から7行目	有害な昆虫類や菌、ウイルス等	有害な昆虫類や菌等	ウイルスに対して働きかける農薬ではなくウイルス病対策
27	2-2	表2-9	使用回数 作物の栽培準備段階から収穫までに使用できる回数および有効成分の使用回数	総使用回数 作物の栽培準備段階から収穫までに同じ有効成分が含まれる農薬を使用できる総回数	農薬取締法の表現に訂正
75	4-2	微生物データ 潜伏期間	4~8日(3~5日が最も多い)	3~8日	厚労省HP:3~8日 食品安全委員会:平均4~8日

ページ	章	訂正箇所	訂正前(誤)	訂正後(正)	備考
80	4-2	下から 2 行目	感染型食中毒	食中毒	ウェルシュ菌は、一般的に感染型・毒素型に明確に分けられないとされている
90	4-3	下から 12 行目	スルメイカ	イカ	スルメイカ以外のイカにも寄生
105	4-4	上から 3 行目	死亡することはない	死に至ることは少なく	表現の訂正
123	4-6	下から 10 行目	幼虫対策と成虫対策をわけて考える必要はありません	発生源を見つけて対策を立てることが有効です	表現の訂正
129	5-1	下から 12 行目	リスク(危害要因)	ハザード(危害要因)	用語の誤記載
142	5-4	上から 11 行目	牛トレーサビリティ法	牛肉トレーサビリティ法	159 頁と法令の略称を統一
160	6-2	上から 6 行目	米穀トレーサビリティ法	米トレーサビリティ法	142 頁と法令の略称を統一

以上